

# ○砂糖生産振興事業実施要綱

[平成12年10月 2 日付]

[農林水産省指令12食流第3066号承認]

平成12年10月 2 日付12農畜団第1469号

一部改正 平成12年12月15日付農林水産省指令12食流第3789号承認

平成12年12月15日付12農畜団第1977号

一部改正 平成13年 3 月30日付農林水産省指令12生産第2431号承認

平成13年 4 月 1 日付13農畜団第2号

一部改正 平成14年 3 月29日付農林水産省指令13生産第10041号承認

平成14年 4 月 1 日付14農畜団第1号

一部改正 平成15年 3 月28日付農林水産省指令14生産第10471号承認

平成15年 4 月 1 日付14農畜団第3656号

一部改正 平成15年10月 1 日付15農畜機第 45号

一部改正 平成16年 3 月24日付15農畜機第2896号

一部改正 平成17年 4 月 1 日付16農畜機第5501号

一部改正 平成18年 2 月24日付17農畜機第4348号

一部改正 平成18年 3 月31日付17農畜機第4895号

一部改正 平成19年 3 月23日付18農畜機第4513号

一部改正 平成20年12月 1 日付20農畜機第3471号

一部改正 平成27年 9 月29日付27農畜機第2804号

一部改正 平成27年11月27日付27農畜機第3857号

## 第1 趣旨

てん菜やさとうきびは、北海道、沖縄県及び鹿児島県南西諸島において、地域農業を支える上での基幹的な作物であり、国産糖企業とともに地域経済の維持・発展に大きな役割を果たしている。

また、これらを原料とする砂糖は、食品産業における基礎的な素材であり、国民の食生活に欠くことができない食料となっている。

しかしながら、近年においては、消費者の低甘味嗜好や砂糖に対する誤解等による砂糖需要の減少、各種加糖調製品の輸入の増加、食品産業・消費者等からの内外価格差の縮小に対する要請の強まり等について適切に対応することが課題となっている。

このような状況を踏まえ、「新たな砂糖・甘味資源作物政策大綱」に基づき、甘味資源作物の生産性の向上、砂糖の生産・流通の合理化及び砂糖の消費の拡大のため協同して取組を関係者が行うことにかんがみ、このような事業は、これらの取組を支援するための対策を講じることにより、砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するものとする。

## 第2 事業の種類、内容等

この事業の種類、事業の内容、事業実施主体、補助率及び事業実施期間は別表1に

掲げるとおりとする。

### 第3 事業実施計画

事業実施主体は、この事業を実施しようとするときは、別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）理事長あてに提出してその承認を受けるものとする。また、これを変更しようとするときも同様とする。

### 第4 事業の委託

事業実施主体は、機構の承認を得て、第2の事業についてその一部を他の者に委託して実施することができるものとする。

### 第5 調査

機構は、必要に応じ、この事業の実施状況等について、事業実施主体及び第4の規定により事業の委託を受けた者を調査することができるものとする。

### 第6 助成措置

機構は、事業実施主体が行う事業に要する経費に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成15年法律第126号）附則第6条第1項の規定に基づき、予算の範囲内において、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号認可）に定めるもののほか別紙「砂糖生産振興事業補助金交付要綱」により補助するものとする。

### 第7 交付要領

- 1 事業実施主体は、この実施要綱に定めるもののほか、必要に応じ、この事業に必要な事項について交付要領を定めるものとする。
- 2 事業実施主体は、1の交付要領を定めるときは、あらかじめ機構の承認を得るものとする。また、これを変更しようとするときも同様とする。

### 第8 その他

- 1 機構は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 平成12事業年度砂糖類生産流通合理化等助成対象事業実施要綱（平成12年4月28日付け12農畜団第163号。以下「旧実施要綱」という。）は、廃止する。ただし、この実施要綱の施行前に旧実施要綱によって行った事業は、この実施要綱により行ったものとみなす。
- 3 機構の理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（平成12年12月15日付12農畜団第1977号）

この実施要綱の改正は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年4月1日付13農畜団第2号）

1 この実施要綱の改正は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正前の別紙「砂糖生産振興事業補助金交付要綱」第8の1の規定に基づき作成された書類で、改正後の同規定に基づき作成する財産管理台帳に相当するものは、当該財産管理台帳とみなす。

附 則（平成14年4月1日付14農畜団第1号）

この実施要綱の一部改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日付14農畜団第3656号）

この実施要綱の一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月1日付15農畜機第45号）

この実施要綱の一部改正は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日付15農畜機第2896号）

この実施要綱の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日付16農畜機第5501号）

この実施要綱の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月24日付17農畜機第4348号）

この実施要綱の一部改正は、平成18年2月24日から施行する。

附 則（平成18年3月31日付17農畜機第4895号）

1 この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

2 てん菜生産構造改革特別対策基金及びさとうきび増産プロジェクト基金については、資金造成事業と同様の取扱いとする。

附 則（平成19年3月23日付18農畜機第4513号）

この実施要綱の一部改正は、平成19年3月23日から施行する。

附 則（平成20年12月1日付18農畜機第3471号）

この実施要綱の一部改正は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成27年9月29日付27農畜機第2804号）

この実施要綱の一部改正は、平成27年9月29日から施行する。

附 則（平成27年11月27日付27農畜機第3857号）

1 この実施要綱の一部改正は、平成27年11月27日から施行する。

2 改正後の規定は、平成16年度以降に実施した事業から適用し、平成16年度前に実施した事業については、なお従前の例による。